

◎新潟県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり宮口頭首工管理規程を認可した。

令和3年5月21日

新潟県上越地域振興局長

- 1 管理規程を定めた者の所在及び名称  
上越市三和区井ノ口445番地  
三和村土地改良区
- 2 認可年月日  
令和3年5月14日
- 3 認可した管理規程の概要
  - 第1章 総則
  - 第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項
  - 第3章 点検および整備に関する事項
  - 第4章 緊急事態における措置に関する事項
  - 第5章 雑則